

◎新潟県告示第44号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年1月17日

新潟県知事 花 角 英 世

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県十日町市本屋敷字池田丁673、丁675の1から丁675の4まで、丁676、丁676の1、丁678、丁758、丁799、字山ノ根丁734の1、丁736、丁744から丁746まで、丁750、丁751の1、丁752、丁753、丁755、丁760の1、丁760の2、丁762の1、丁763の1から丁763の6まで、丁764の1から丁764の4まで、丁765、丁766、丁767の1から丁767の3まで、丁769から丁773まで、丁775、丁776の1から丁776の5まで、丁777、丁794から丁796まで、字蟹原丁782の1、丁782の2、丁783、丁968の1、丁968の2、字上ノ沢丁788の1、丁788の2、丁789から丁792まで、丁797、丁892から丁894まで、字開キ丁803、丁806、丁809から丁811まで、丁813の1、丁814の1、丁814の2、丁815、丁816、丁844、丁848、丁849、丁855の2、丁890の2、字上村丁1105の1、丁1107、丁1108の2、丁1110から丁1112まで、丁1113の1、丁1113の3、丁1113の4、丁1113の6、堀之内字三ツ京塚 戊1378、戊1379の1、戊1379の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。）